

別紙標準様式（第6条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和3年度 第1回 枚方市大規模小売店舗立地審議会
開 催 日 時	令和3年4月27日（火） 開始時刻 13時 30分 終了時刻 14時 30分
開 催 場 所	枚方市役所3階 会議室
出 席 者	会長：久委員、副会長：若井委員 委員：谷本委員、福岡委員、皆川委員
欠 席 者	柳原委員
案 件 名	1. 大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議 「アル・プラザ枚方（変更）」
提出された資料等の 名 称	1. 令和3年度枚方市大規模小売店舗立地法 届出概要アル・プラザ枚方（変更） 2. アル・プラザ枚方（変更）に関する住民意見等について 3. アル・プラザ枚方（変更）に関する検討結果 4. アル・プラザ枚方（変更）に関する枚方市の意見（案）  参考資料1 枚方市大規模小売店舗立地審議会 委員名簿 参考資料2 枚方市附属機関条例（抜粋） 参考資料3 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程（抜粋） 参考資料4 枚方市情報公開条例（抜粋） 参考資料5 枚方市大規模小売店舗立地審議会の傍聴に関する 取り扱い要領
決 定 事 項	諮問案件について、「意見なし。」との答申。

会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	0人
所管部署 (事務局)	観光にぎわい部 商工振興課

審 議 内 容

- 事務局 定刻になりましたので、枚方市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。
- 本日はお忙しいなか、令和3年度第1回枚方市大規模小売店舗立地審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。
- それでは、はじめに、本市商工振興課長の赤土から一言ご挨拶を申し上げます。
- 課長 皆様、こんにちは。商工振興課長の赤土と申します。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいなか、第1回大規模小売店舗立地審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。また平素より本市の産業振興施策におきまして、お世話になりまして、改めましてお礼申し上げます。
- 本日は、「アル・プラザ枚方」の変更の届け出に関する案件の審議となっております。今回の案件につきましては、既存店舗の駐車場を利用実績に即した形で変更するものです。委員のみなさまにおかれましては、法律の主旨を踏まえたうえで、各御専門の見地からご審議を賜りますよう賜りまして、開会にあたってのご挨拶と致します。
- 本日は、どうぞよろしくお願い致します。
- 事務局 それでは、会議の進行を久会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。
- 会長 それでは、ただいまから令和3年度第1回枚方市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。本日の審議案件はアル・プラザ枚方の変更ということになります。
- まずは、事務局から委員の出席状況を報告いただきたいと思います。
- 事務局 本日は委員6名中5名のご出席をいただいております。したがって、委員の2分の1以上のご出席をいただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、本審議会が成立していることをご報告いたします。
- 会長 ありがとうございます。つづきまして、配布されている資料の確認をお願いします。
- 事務局 それでは、お手元にお配りしている資料のご確認をお願いします。

まず、パワーポイント資料と幹事課及び住民の意見等、届出の根拠資料の3点となっております。

・大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議  
「アル・プラザ枚方（変更）」について

○会長            それでは、案件の審議に入りたいと思いますので、次第の1「枚方市大規模小売店舗立地審議会への諮問案件」である「アル・プラザ枚方（変更）」について、事務局より説明をお願いします。

○事務局            （案件説明・パワーポイント使用）  
説明は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

○会長            ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局からの説明について、委員の皆様からご質問あるいはご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

○委員            1点確認ですが、資料8ページの隔地駐車場②の出入り口④は利用できることに伴い、高架下の駐車場との往来は物理的にできなくなるのでしょうか。それともオープンのままになるのでしょうか。

○事務局            アル・プラザ枚方に確認したところ、フェンス等での封鎖を予定しているとのことです。

○会長            それでは、ご質問・ご意見ありましたらお願いします。いかがでしょうか。

○委員            実態にあわせて駐車場・駐輪場の見直しを行っているが、自動車で来客する際には交通ルールを守っていると考えますが、自転車が增多することで、出入り口での接触や出会い頭の衝突など、買い物に来られる方の安全について、事業者へ自転車の交通安全を高める努力をお願いしたいと思います。

○会長            そのあたりは、事務局から口頭でお伝えいただきたいと思います。他はいかがでしょう。

(質問無し)

○会長            それでは、現状に即した変更ということで、大規模小売店舗立地法第8条

第4項の規定による意見はないということによろしいでしょうか。

(異議無し)

○会長            それでは、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見はなしとさせていただきます。なお、答申の文面につきましては、私の方に一任いただくことによろしいでしょうか。

(異議無し)

○会長            それでは、私の方で答申案を作成させていただきます。以上で本日予定しておりました案件は終了させていただきます。最後に、委員から何かありますでしょうか。

○委員            郵送いただいた本日の資料はどうしたらよいか。

○事務局          縦覧した資料ではあるが、差し支えなければ破棄をお願いします。

○会長            その他、何かありますでしょうか。なければ、事務局から連絡事項も含めてお願いします。

○事務局          本日はお忙しい中、ご審議いただきまして、ありがとうございました。  
事前相談を受けている案件がいくつかありますので、また届出がありましたら通知させていただきたいと思っております。

○会長            それでは、これをもちまして、令和3年度第1回枚方市大規模小売店舗立地審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

以上